

社会福祉法人 福祉を共に考える会
2023年度（令和5年度）事業計画

1 役員等会議他

日程	会議等	内容等
5月	監事による決算監査	決算・事業内容等
	理事会	決算・事業報告等の承認等 役員候補者の推薦
6月	定時評議員会	決算の承認等、役員の選任
	理事会	理事長の選任
9月	監事による定期(中間)監査	会計・運営状況等
10月	理事会	補正予算、理事長の職務内容の報告等
3月	理事会	新年度予算・事業計画等 理事長の職務内容の報告等

2 事業内容等

(1) 生活介護「つどいの家」(定員20人)

① 利用者の障害支援区分 (人)

区分	(3)	(4)	(5)	(6)	計
利用者	1	6	6	9	22

② 営業日及び時間 月～金曜日及び第2・3・4土曜日 9:00～17:00

③ 個別支援計画の作成及び評価：サービス管理責任者が同計画(案)を作成し、関係スタッフで検討し家族に説明・同意を得る。基本的に6か月ごと、評価を実施。

④ 活動内容【午前】 リサイクル作業（牛乳パック、アルミ缶、新聞等）、畑作業
カレンダー作り、しおり作り、染色、貼絵、買物、散歩等
【午後】 ストレッチ、パズル、散歩、足のマッサージ等

⑤ 外出・イベント等

行先等	日程
公共の場所やハイキング等	個別の外出を基本にしつつ、複数の場合もあり
他、新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、適宜、検討	

※ 他、季節に応じた行事（端午の節句、七夕、すいかわり、ハローウィン、餅つき等）を行う。

⑥ 健康管理

A ストレッチ体操（毎日、昼食後、約20分）

B 足のマッサージ（毎日、午後、5～10分、歩くことが少ない、あるいは、歩くのが難しい利用者を対象）

C 体重測定（月1回）

D 嘱託医の健診（年2回）及び健康診断（検査、11月）の実施

⑦ 各種地域行事への参加 ふれあい広場、障害者週間事業等

⑧ 日中一時支援事業を実施：契約者数 約10人 変動あり
～入浴サービスも実施

⑨ 職員 (人)

職種	常 勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
サービス管理責任者	1			
生活支援員	1	7	1	5
看護師			1	
医師			1	
事務				1

(注) ケアホーム杉名沢の職員を兼務

(2) 共同生活援助「ケアホーム杉名沢」(定員 10 人)

① 障害支援区分 (人)

区分	(3)	(4)	(5)	(6)	計
利用者	1	3	4	2	10

② 個別支援計画の作成及び評価：サービス管理責任者が同計画(案)を作成し、関係スタッフで検討し家族に説明・同意を得る。6 か月ごとに評価。

③ 利用時間等 月～金曜日：13:30 又は 15:30～翌日 9:00、日中 (9:00～15:30) は、8 人が

④ つどいの家、2 人が就労継続支援 B 型で活動する。土・日曜日：終日
なお、利用者数や曜日により変更有り

⑤ 職員勤務体制等 生活介護のつどいの家と兼務

15:30～20:00 (3 人)、20:00～21:00 (2 人)、21:00～22:00 (1 人)

夜間 (10:00～翌日 5:00) は宿直 (1 人)

翌日 5:00～7:00 (1 人)、7:00～10:00 (2 人)

(人)

職種	常 勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
サービス管理責任者 ※1		1		
生活支援員・世話人 ※2		7	1	4
事務				1

(注) つどいの家の職員を兼務 なお、※1 と※2 は、職種も兼務

⑥ 日中一時支援事業を実施 契約者数：3 人前後 変動有り

(3) ケアホーム杉名沢「短期入所」(1 名)

① ケアホーム杉名沢に併設、職員は兼務

(4) 相談支援事業

① 特定相談事業

成人の利用者が対象、サービス等利用計画の作成と同計画の継続支援

⑤ 障害者相談支援

児童の利用者が対象、児童支援計画の作成と同計画の継続支援

⑥ 職員：相談支援専門員 (常勤、1 人)

3 職員研修等

研修名	日 程	備 考
利用者支援のための研修会	5月	施設内研修
虐待防止研修会	7月	〃
身体拘束等の適正化研修会	9月	〃
感染症研修会	11月	〃

4 職員会議・委員会

委員会名	日 程	備 考
職員会議	月に1回	利用者に関すること、事業所の運営等
虐待防止等の為の委員会 身体拘束等の適正化委員会	6月	施設内研修の準備 各委員会を同時開催
感染症及び災害時対策委員会	5, 10月	他、必要に応じ開催 感染症及び災害時に係る事業継続計画の検証 と改定

5 その他

① 苦情解決相談

- ・事業所に文書の掲示
- ・相談窓口と担当者及ぶ解決責任者の設置

② 第三者委員

【目的】苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため設置する。

【内容】苦情内容の聴取と相談、解決へ向けて意見等を行い、苦情解決の第三者としての役割を担う。利用者との意見交換＝つどいの家保護者会（年1回）での意見等の聞き取りを行う。

③ 地域貢献事業

- ・御殿場市社会福祉協議会関係のボランティアへの車両貸出事業
- ・上映会を予定 映画については、未定 今後、選定を進め、10～11月ごろ開催